

## 第 29 回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 11 月 25 日（火）午後 1 時 30 分から午後 2 時 5 分

2. 開催場所 砂川市役所 2 階 中会議室

3. 出席委員（12人）

|    |     |    |    |     |       |
|----|-----|----|----|-----|-------|
| 会長 | 13番 | 関尾 | 一史 |     |       |
| 委員 | 1 番 | 片桐 | 幸示 | 3 番 | 高橋 凌  |
|    | 4 番 | 竹田 | 安宏 | 5 番 | 菊地 匡  |
|    | 6 番 | 井上 | 善博 | 7 番 | 笹島 敏彦 |
|    | 8 番 | 渡邊 | 達郎 | 9 番 | 猿渡万里子 |
|    | 10番 | 角丸 | 章  | 11番 | 小野寺一晃 |
|    | 12番 | 垣野 | 芳博 |     |       |

4. 欠席委員（1人） 2 番 渡部 延三

5. 議事日程

報告第 1 号 農業者年金に関する申請について  
議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
議案第 2 号 農林水産省通知「農地法の運用について」に基づく非農地判断について  
議案第 3 号 農地等利用最適化推進委員の委嘱の有無の判断について  
その他

6. 農業委員会事務局職員

|         |       |
|---------|-------|
| 事務局長    | 野田 勉  |
| 事務局次長   | 奥山 雅喜 |
| 事務局事務係長 | 佐々木也一 |

## 7. 会議の概要

事務局次長 皆様、お疲れ様です。定刻となりましたので、ただいまより第 29 回砂川市農業委員会定例総会を開会いたします。

はじめに本日の欠席者についてご報告いたします。議席番号 2 番の渡部延三委員が欠席となっております。

次に、本日の総会の出席委員数は、砂川市農業委員会規則第 6 条の規定に定める定数を満たしておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

それでは、会長よりご挨拶をいただき、以降、会長のお手元で議事進行をお願いいたします。

会長  
議長

<開会挨拶>

はじめに、本日の議事録署名人の指名ですが、議席番号 7 番の笹島敏彦委員と、8 番の渡邊達郎委員です。よろしくお願いいたします。

それでは、報告に入ります。

事務局

報告第 1 号「農業者年金に関する申請について」事務局より説明願います。

では、報告第 1 号をご説明いたします。議案の 1 ページをお開き願います。

案件は 3 件で、いずれも農業者年金死亡関係届に関するものです。

1 件目、令和 7 年 10 月 3 日に [ ] が亡くなられことに伴い、奥様の [ ] から届出がありました。

2 件目、令和 7 年 10 月 16 日に [ ] が亡くなられことに伴い、奥様の [ ] から届出がありました。

3 件目、令和 7 年 11 月 6 日に [ ] が亡くなられことに伴い、息子さんの [ ] から届出がありました。

以上の 3 件につきましては、既に専決処分としましたことをご報告いたします。以上です。

議長  
全員  
議長  
全員  
議長

只今、報告第 1 号の説明がありました。ご質問等ございませんか。

なし。

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは本件を承認いたします。

続きまして、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」事務局より提案願います。

事務局

では、議案第 1 号をご説明いたします。議案の 2 ページをご覧ください。

出し手・譲渡人は、[ ]、受け手・譲受人は、[ ]、受け手の [ ] は、新規就農予定者であるため、現時点で経営面積はありません。労働力は、ご本人と奥様の 2 名となっております。対象となる土地の表示は、晴見 1 条北 10 丁目 89 番 3、地目は公募・現況とも畑、面積 330 m<sup>2</sup>、以下、記載のとおり計 5 筆、面積 31,759 m<sup>2</sup>になります。図面は 7 ページおよび 8 ページの第 1 号図に示しており、法律関係は売買となっております。

申請理由について、出し手の [ ] は、「相続した土地の管理保全が困難であるため、譲受人に譲り渡したい。」、受け手の [ ] は、「新規就農のため、農地を譲り受けたい。」とのことでございます。

本案件に関する、農地法第 3 条第 2 項の判定要件につきましては、別紙 1 の調査書に記載のとおり判定要件を満たしていることから、本案件は許可できる

ものと考えます。

ここで、受け手の[ ]についてご紹介させていただきます。[ ]は[ ]出身、年齢は[ ]歳で、[ ]がいらっしゃいます。これまでは別のお仕事をされておりましたが、今回、出し手の[ ]とご縁があり、就農を目指すこととなりました。まずは研修として、昨年の6月から北吉野の[ ]のもとで、ミニトマトの研修を受け、知識と技術の習得に努めてこられました。また、[ ]は、来年からの就農を目指しているため、先日、担い手育成センターにおいて、着実に就農できるよう面談を行ったところです。皆様にも10月に実施した農地パトロールの際に、現地を見ていただきましたが、既に次年度に向けてハウスの準備などをしております。課題としては、労働力の確保が挙げられますが、関係者が適切にアドバイスをしながら、今後しっかりとバックアップしていくことを確認しております。

以上、議案第1号のご説明といたします。ご審議をお願いいたします。

只今、議案第1号の説明がありました。ご質問等ございませんか。

なし。

それでは質問・意見がないようですので、本件を許可してよろしいですか。

異議なし。

それでは本件を許可することといたします。

続きまして、議案第2号『農林水産省通知「農地法の運用について」に基づく非農地判断について』、事務局より提案願います。

では、議案第2号をご説明します。議案の3ページをお開き願います。

まずは、非農地判断を行う流れについて、改めて説明させていただきます。皆様とは先月10月14日に農地利用状況調査を行いました。この調査結果を踏まえ、今後も耕作される見込みがなく、農地としての復元も困難と判断される土地については、農業委員会定例総会において「非農地判断」を行うことができます。

非農地判断が行われた後は、農業委員会から土地所有者をはじめ、市役所税務課や農協など関係機関に対し、非農地化したことを通知します。また、土地所有者は法務局で登記地目の変更を行うことができ、市役所税務課では課税上の地目を、畑から原野へ変更するなどの処理が行われます。非農地判断は、手続きとしては粛々と進めることができますが、非常に重要な判断となりますので、委員の皆様と現地を直接確認し、さまざまな角度から慎重に検討する必要がありますと考えています。

では、今回非農地判断を行う土地についてご説明いたします。所有者は[ ]、土地の表示は、焼山511番1、地目は公簿が畑、面積11,211㎡、以下、記載のとおり計3筆、面積18,197㎡になります。現況確認日は農地利用状況調査を実施した10月14日、図面は9ページの第2号図をご参照ください。

この土地に関する経過についてですが、かつてはこの地で、[ ]の祖父が農業を営んでいましたが、高齢になり農地の管理保全が困難となったため、平成19年に[ ]のご両親が譲り受けました。父親である[ ]は農協の職員でもあったことから、その知識を生かし、奥様とともに農業を営んでこられました。しかし、ご両親も高齢となり、また、親族や周囲に耕作できる農家が少ないことから、管理保全が難しくなり、現在は皆様に現地でご覧いただいたように、草木が生い茂った状態となっております。この状態からの復元は非常に困難であり、また、周辺農家の方でも耕作を希望する方がいない状況です。よって、今後も当該農地が活用される見込みがなく、基盤整備さ

議長  
全員  
議長  
全員  
議長

事務局

れる可能性も極めて低いため、非農地化をご提案させていただきたいと思えます。

なお、所有者である[REDACTED]には既に説明を行っており、ご理解をいただいております。以上、議案第2号のご説明といたします。ご審議をお願いいたします。

議長  
全員  
議長

只今、議案第2号の説明がありましたがご質問・ご意見等ございませんか。

なし。

特にご質問、ご意見がないようですので、本件は提案のとおり判断してよろしいですか。

全員  
議長

異議なし。

それでは異議なしと認め、対象の土地を非農地と判断します。

続きまして、議案第3号「農地利用最適化推進委員の委嘱の有無の判断について」事務局より提案願います。

事務局

では、議案第3号をご説明いたします。議案の4ページと別紙2をご覧ください。

農業委員会等に関する法律では、農業委員会が農地利用最適化推進委員を委嘱することとされていますが、一定の基準を満たせば、委嘱しないことができることも定められています。仮に委嘱することになれば、農業委員と同じ任期になると想定されますので、来年7月に向けて、今から条例を制定したり、推進委員を募集するなど準備をはじめなければなりませんので、3年に1回、この時期に、委嘱をする・しないの判断しております。

ここで、別紙2をご覧ください。「委嘱しない」ことができる基準は2つありまして、まず(1)は遊休農地の割合が1%以下、という基準ですが、砂川市は記載のとおり0%ですから、この基準に該当します。

次に(2)、認定農業者等に集積している面積の割合が70%以上、というものの、砂川市は76.5%となっていますので、この基準にも該当します。

したがって、別紙2の2番の判断ですが、「1(1)・(2)に該当するため、砂川市は推進委員を委嘱しないことができる市町村と判断する。」ことをご提案させていただきます。ご審議をお願いいたします。

議長  
全員  
議長  
全員  
議長

只今、議案第3号の説明がありましたがご質問・ご意見等ございませんか。

なし。

特に質問がないようですので、提案のとおり判断してよろしいですか。

異議なし。

それでは異議なしと認め、砂川市は推進委員を委嘱しないことができる市町村と判断いたします。

本日の議題は以上ですが、全体を通して委員の皆様から何かございませんか。

全員  
議長

なし。

それでは、特にないようですので、「その他事項」に入ります。

では、事務局より説明願います。

事務局

1. 議会関連等報告(事務局長)

・社会経済委員会

2. 農政課報告(事務局次長)

・ヒグマの出没状況と対策(11月14現在)

|      | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 計   |
|------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| 目撃   | 4  | 10 | 15 | 28 | 15 | 43 | 57  | 5   | 177 |
| 足跡・糞 | 0  | 4  | 5  | 9  | 5  | 8  | 11  | 0   | 42  |
| 捕獲   | 0  | 0  | 0  | 1  | 1  | 4  | 9   | 0   | 15  |

3. 農地等利用最適化推進施策に関する意見書の提出（事務局）

- ・日 時 10月31日（金） 10：00～
- ・場 所 砂川市役所 市長室
- ・出席者 関尾会長、片桐代理、事務局同席

4. 令和7年度中空知農業委員協議会役職員研修会（事務局次長）

- ・日 時 11月21日（金） 14：30～ （受付17：30～）
- ・場 所 奈井江町役場 2階 大会議室（奈井江町）
- ・出席者 関尾会長、片桐代理、奥山事務局次長

5. 令和7年度市町村農業委員会活動強化研修会（事務局）

- ・日 時 12月16日（火） 13：30～
- ・場 所 第二水産ビル 8階 ABC会議室（札幌市中央区）
- ・出席予定者 関尾会長、片桐代理、渡部委員、菊地委員、井上委員  
渡邊委員、猿渡委員、角丸委員、小野寺委員、垣野委員  
事務局同席

6. 令和7年度全道農業者年金研究会（事務局）

- ・日 時 12月17日（水） 13：30～
- ・場 所 第二水産ビル 8階 大会議室（札幌市中央区）
- ・出席予定者 関尾会長、片桐代理、高橋委員、竹田委員、笹島委員  
事務局同席

7. 農地利用状況調査の結果（事務局）

- ・別紙4 「令和7年度農地利用状況調査結果一覧表」

8. 次期農業委員会委員の任命に向けた手続き等のスケジュール（案）  
（事務局）

- ・砂川市に対して別紙5のスケジュール（案）を通知し、次期委員の任命に向けた手続きが進められます。

9. 令和8年度新年交礼会（砂川市・砂川商工会議所・砂川建築協会開催）  
（事務局）

- ・日 時 令和8年1月7日（水） 18：00～
- ・場 所 砂川市地域交流センターゆう
- ・会 費 2,000円
- ・対 応 12月1日（月）から15日（月）までに会費をご持参の  
うえ、農業委員会事務局へお申し込みください。

10. 砂川市農地銀行「第1回農用地利用調整会議」（事務局）

- ・本定例総会終了後に開催します。

11. 活動記録簿の提出（事務局）

- ・農業委員として行った活動を記入し、11月分を事務局に提出してください。
- ・データで提出する方は、メールに添付し事務局へ送信してください。  
(メールアドレス：[nogyo@city.sunagawa.lg.jp](mailto:nogyo@city.sunagawa.lg.jp))

12. 協議会報告（協議会長）

議長  
全員  
議長

只今の報告でご質問等ございませんか。

なし。

特にないようですので、次回の日程を確認したいと思います。

次回の総会は、令和7年12月23日、火曜日の午後1時半からですのでよろしくをお願いします。

それでは、最後に一言ご挨拶申し上げて閉会したいと思います。

<議長挨拶>

以上で本定例総会を閉会します。お疲れ様でした。

会 長

署名委員

署名委員